

変更理由

魅力ある港湾環境の形成を図るため、内港地区において、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画を変更する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

[港湾環境整備施設計画]

内港地区

(中川運河)

緑地 1 h a [新規計画]

2 土地造成及び土地利用計画

多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり計画する。

(土地利用計画)

(単位：h a)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関地連	交流厚地生	工業用地	都市機能地能	交通機能地能	施設危険物取扱地	緑地	合計
内港地区	(81) 81	(149) 149	(11) 11	(204) 204	14	(18) 43	(155) 155	(41) 51	(659) 708

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

注3) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。